

第2期香川県再犯防止推進計画

令和8年3月

香川県

はじめに

近年、本格的な人口減少や急激な少子高齢化の進行に加え、家族形態や雇用形態が変容し、地域を取り巻く環境も変わりつつあります。そのような中、地域に生きるすべての人が、孤独や孤立に陥ることなく、共に支えあいながら、誰一人取り残されず、安心して暮らすことができる社会が求められています。

本県では令和3年3月に「香川県再犯防止推進計画」を策定し、矯正施設出所者等が孤立することなく、再び地域社会の一員となれるよう、就労や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進などの施策に取り組んでまいりました。

年齢や性別、障害の有無、家庭環境・生活状況など、様々な背景を抱えた人たちに對し、その特性や個々の状況に応じた支援を、関係する方々と連携しながら進めてまいりましたが、依然として県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率は約5割を推移しています。

令和7年6月1日施行の改正刑法では、拘禁刑が創設され、刑事施設での処遇が、改善更生・再犯防止を念頭に置いたものへと変わりました。出所して地域に戻った後、刑事施設内での取組や指導を生かし、継続的な支援としてつなげていくことも新たな課題となっています。

こうした現状を踏まえ、「第2期香川県再犯防止推進計画」では、「地域における包摂の推進」等を重点課題と位置づけ、罪を犯した人や非行のある少年が、再び地域社会の一員となり、よりよい社会づくりに貢献できるよう、国・市町、関係機関、民間団体等、多くの皆様とのつながりを強固なものとし、切れ目のない息の長い支援の拡充を目指してまいります。

加えて、再犯防止の推進にあたっては、犯罪の被害者やそのご家族及びご遺族が抱える苦痛や困難についても、周囲の理解と、個々の状況に応じた適切な配慮・支援が必要です。

これらの取組に対して、県民の皆様の、一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、香川県再犯防止推進連絡協議会をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに深く感謝いたします。

令和8年3月

香川県健康福祉部子ども政策推進局長

目次

第1章 計画の概要

計画策定趣旨	1
計画期間	1
計画の位置付け	1
計画の対象者	1
基本方針と重点課題	2

第2章 成果指標と参考指標

成果指標	3
参考指標	3

第3章 再犯防止を取り巻く状況..... 5

第4章 今後取り組んでいく施策

就労・住居の確保	8
就労の確保	8
住居の確保	12
保健医療・福祉サービスの利用の促進.....	16
高齢者又は障害のある者等への支援.....	16
薬物依存の問題を抱える者への支援.....	19
学校等と連携した修学支援	23
犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援.....	27
民間協力者の活動の促進	31
地域による包摂の推進	34

第5章 計画の推進体制

推進体制	37
進行管理	37

参考資料	38
------------	----

用語集	49
-----------	----

第1章 計画の概要

計画策定趣旨

香川県では、令和3年度に「香川県再犯防止推進計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、国や民間関係機関、保護司等更生保護に関わる様々な方々の協力のもと、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指してまいりました。計画の成果指標としていた各市町の再犯防止推進計画策定については、すべての市町において策定が完了し、再犯防止に関する理解や浸透は一定進んできているものの、県内の刑法犯検挙人員数の再犯者数については、基準年である令和元年を上回るなど、課題も多く残っており、引き続き市町を含めた関係機関等との連携の重要性が、より一層浮き彫りになっています。

こうした中、国は令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定し、様々な機関・団体によるさらなる地域の支援ネットワークの構築、連携の推進が明記されるとともに、国、都道府県、市町村の役割が明確化されました。

本県においても、国が示した方向性を踏まえ、第1期計画での取組を継続しつつ、犯罪をした者等が地域社会で取り残されることなく、再び地域社会の一員となれる環境を整備するため、「第2期香川県再犯防止推進計画」（以下「第2期計画」という。）を策定します。

計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

計画の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に基づき、香川県における「地方再犯防止推進計画」に位置付け策定するものです。

計画の対象者

本計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者等、非行少年又は非行少年であった者のうち、支援が必要な者とします。

基本方針と重点課題

(基本方針)

国と連携して施策を推進するためには、目指すべき方向性を合わせる必要があることから、再犯防止推進法の4つの基本理念、国の第二次再犯防止推進計画の5つの基本方針を踏襲し、次の6つの重点課題について、関係機関と連携しつつ、本県の実情に応じた施策を総合的な視点で取り組みます。

(重点課題)

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進

○ 本計画と方向性を同じくするSDGsのゴール

本計画は、再犯防止の総合的な推進を目的としたものであり、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」、及び「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の理念と方向性が同じです。



第2章 成果指標と参考指標

成果指標

第2期計画の推進に当たり、次のとおり成果指標を設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

刑法犯検挙人員数の再犯者数を、令和12年までに、基準年の令和6年から20%以上減少させる

基準値 801人（令和6年） → 目標値 640人（令和12年）

注：ここでいう「刑法犯検挙人員数の再犯者数」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者の数のことで、少年を含みます。（触法少年は除く）

参考指標

第2期計画の推進に当たり、次の参考指標を設定し、施策の動向を把握するため、進捗状況を定期的に検証します。

○ 就労・住居の確保

就労	基準値（令和6年） <small>出典：法務省</small>
協力雇用主数	254 社
実際に雇用している雇用主数	15 社
協力雇用主に雇用されている出所者数	23 人
保護観察終了時に無職である者の割合	31.6 % <small>保護観察終了人員 117人、うち保護観察終了時に無職である者の数 37人</small>
矯正就労支援情報センター「コレワーク四国」 相談受付件数（県内分）	152 件 <small>基準値（令和6年度）</small>
住居	
県内の刑務所出所時に帰住先がない者の割合	15.3 % <small>刑務所出所人員 215人、うち刑務所出所時に帰住先がない者の数 33人</small>
更生保護施設及び自立準備ホームにおいて 一時的に居場所を確保した者の数	更生保護施設 60 人 自立準備ホーム 24 人 <small>基準値（令和6年度）</small>

○ 保健医療・福祉サービスの利用の促進

	基準値（令和6年度） 出典：障害福祉課、法務省
特別調整により福祉サービスの利用に向けた調整を行った者の数	20 人
薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた者の割合	3.3 % 薬物事犯保護観察対象者 90名、 うち保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた者の数 3名

○ 学校等と連携した就学支援

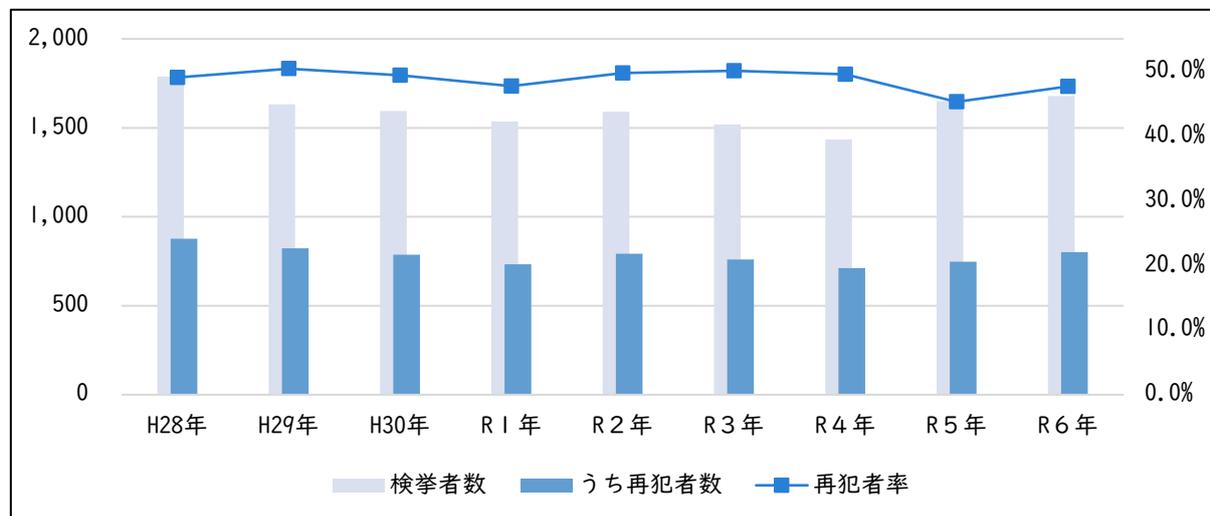
	基準値（令和6年） 出典：警察本部
刑法犯少年の検挙人員のうち、再犯者の割合	30.6 % 刑法犯少年の検挙人員 183人、うち再犯者の数 56人

○ 民間協力者の活動の促進

	基準値（令和6年） 出典：法務省
県内保護司充足率	98.1 % 香川県保護司定数保護司数 590人に対し、579人（令和6年1月1日現在）
“社会を明るくする運動” 行事参加人数	6,533 人

第3章 再犯防止を取り巻く状況

○ 香川県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



(単位：人)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
検挙者数	1,788	1,633	1,595	1,536	1,592	1,519	1,435	1,650	1,680
うち再犯者数	877	823	788	733	792	761	711	747	801
再犯者率	49.0%	50.4%	49.4%	47.7%	49.7%	50.1%	49.5%	45.3%	47.7%

(出典：法務省)

注：ここでいう「刑法犯検挙者中の再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のことで、少年を含みます。(触法少年は除く)

平成28年以降、香川県の再犯者数は877人から減少傾向にありましたが、令和5年から増加に転じ、令和6年では801人となっています。一方で、再犯者率は、概ね45%から50%の間を推移し、依然として検挙された者の内、約半数が再犯者であることが分かります。

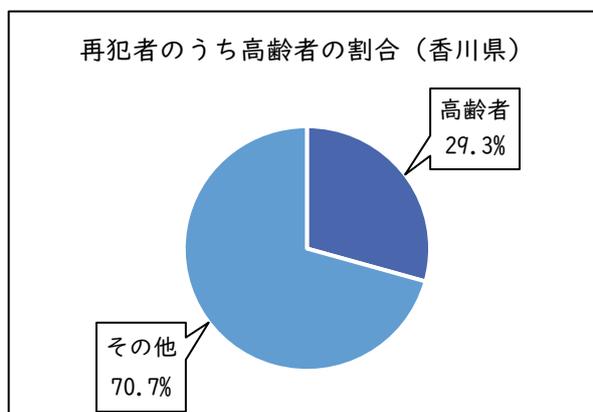
全国的にも同様の状況で、令和6年の全国の再犯者率は46.2%となっています。

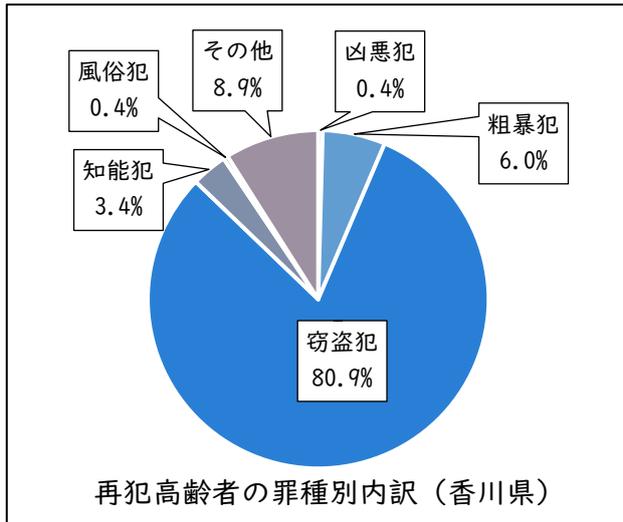
また、令和6年の再犯者数801人のうち、高齢者(65歳以上)は235人で、29.3%となり、再犯者全体の約3割を占めています。

(単位：人)

再犯者	再犯者のうち高齢者の割合 (香川県)	
	高齢者	その他
801	235	566

(出典：警察本部)





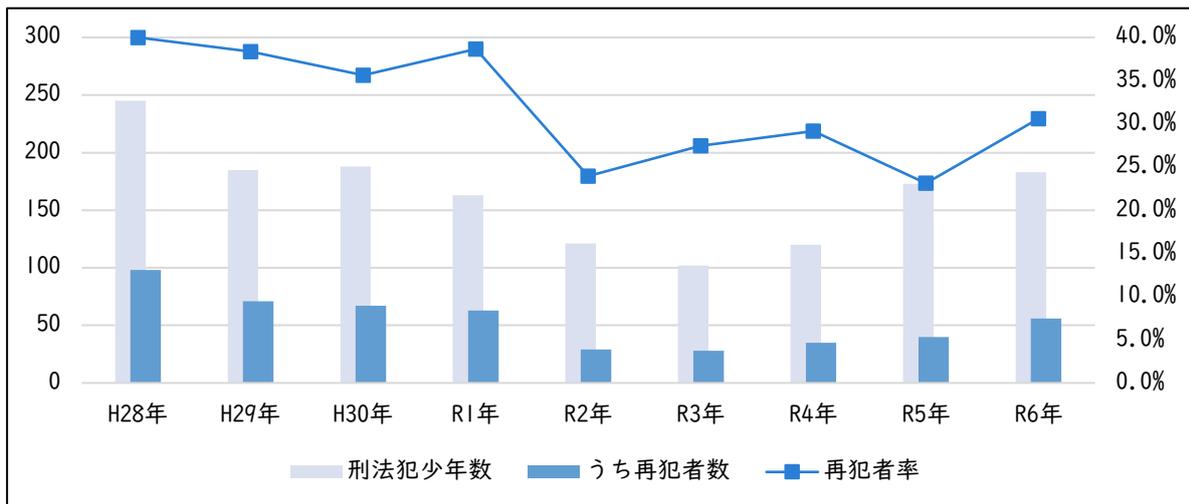
(単位：人)

総計	235
凶悪犯	1
粗暴犯	14
窃盗犯	190
知能犯	8
風俗犯	1
その他	21

(出典：警察本部)

再犯高齢者 235 人のうち、窃盗犯が 190 人となり、約 8 割を占めています。

○ 香川県の刑法犯少年の再犯者数の推移



(単位：人)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
刑法犯少年数	245	185	188	163	121	102	120	173	183
うち再犯者数	98	71	67	63	29	28	35	40	56
再犯者率	40.0%	38.4%	35.6%	38.7%	24.0%	27.5%	29.2%	23.1%	30.6%

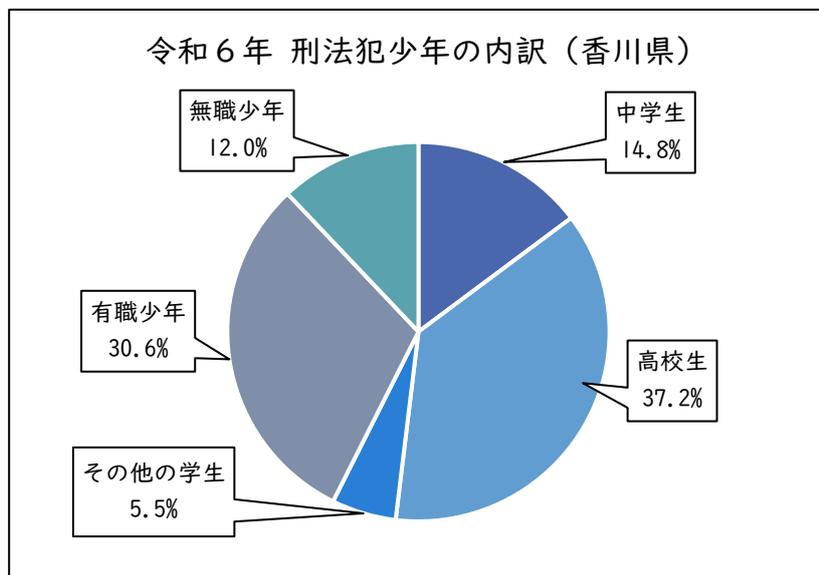
(出典：警察本部)

注：ここでいう「刑法犯少年」とは、刑法犯の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに 14 歳以上 20 歳未満の少年のことです。「うち再犯者」とは、当該非行の以前に、非行を犯し、処分を受けたことのある者です。処分の未決・既決は問わず、触法少年時（14 歳未満）に受けた処分や警察限りの扱いも含まれます。

上記の図は、平成 28 年以降の香川県の刑法犯少年の再犯者数の推移です。刑法犯少年数と、そのうちの再犯者数をそれぞれ棒グラフで示しており、刑法犯少年のうちの再犯者の割合を、再犯者率として、折れ線グラフで示しています。

香川県の刑法犯少年は、平成 28 年以降、平成 30 年にわずかに増加したのを除き減少傾向が続いていましたが、令和 4 年からは増加しています。

令和 6 年は、刑法犯少年 183 人のうち、再犯者が 56 人となっており、前年より再犯者の割合が増え、7.5 ポイント上昇し、30.6%となっています。罪種別では窃盗犯が 79 人と最も多く、全体の 43.2%を占めています。



(単位：人)

総計	183
中学生	27
高校生	68
その他の学生	10
有職少年	56
無職少年	22

(出典：警察本部)

令和 6 年の刑法犯少年 183 人のうち、中学生は 14.8%、高校生は 37.2%となっています。

これらのデータからも分かるように、香川県の刑法犯検挙者数のうち、約半数が再犯者であり、その再犯者のうち約 3 割が高齢者です。特に高齢者や障害のある人の場合、福祉的な支援があれば、再び罪を犯すことなく生活できる可能性があり、医療機関や相談支援機関も含めた関係機関と連携しながら、総合的な支援をしていくことが重要と考えています。

また、刑法犯少年のうち中学生・高校生が約半数を占めることから、引き続き警察と学校が連携した指導を行い、関係機関とも連携しながら、子どもたちの抱える様々な問題に寄り添い、犯罪ではなく明るい未来へ進んでいけるよう、支援を広げていく必要があります。

このほか、矯正施設を退所した後の就労や住居の問題についても、第 1 期計画において様々な施策を展開してきましたが、就労のマッチングや職場定着に苦勞したり、帰住先を探すことに苦勞する人も一定数存在しており、罪を犯した人が再び地域で安定した生活を送ることの難しさがうかがえます。

第 1 期計画で成果指標の一つとしていた、県内市町の再犯防止推進計画の策定については、令和 6 年度中に全市町で策定済となり、目標を達成しました。市町と情報共有を密にしながら協力し、より一層、国・県・市町・民間団体等がつながりを深め、再犯の防止に向けた取組を推進していく必要があります。

第4章 今後取り組んでいく施策

就労・住居の確保

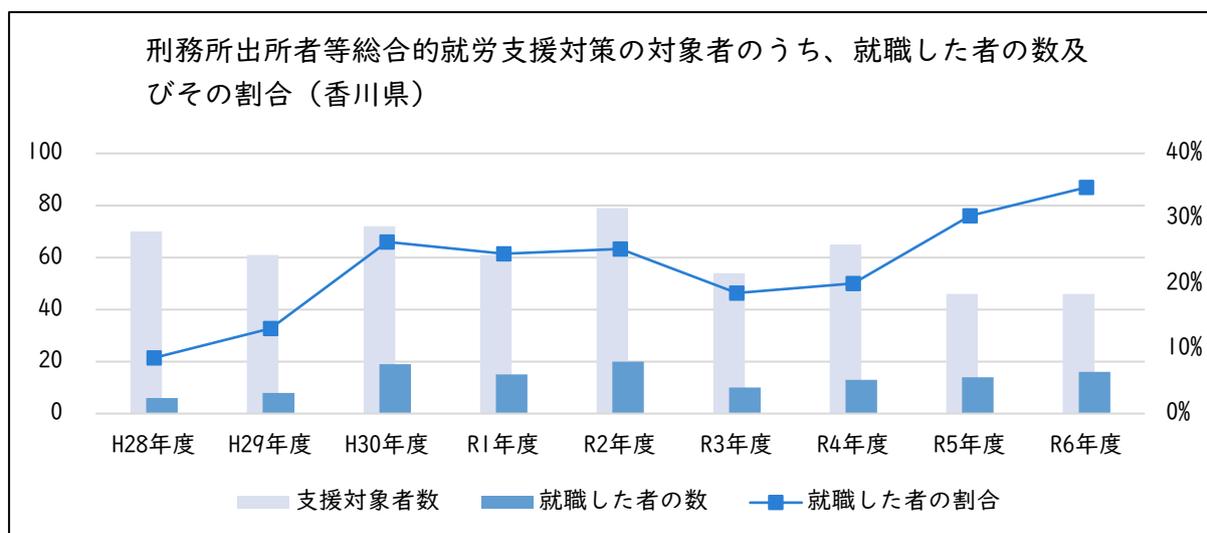
就労の確保

1. 現状と課題

入所受刑者の犯行時の就労状況については、初入者では、無職者の割合が男性61.0%、女性78.5%となっており、再入者では、無職者の割合が男性70.5%、女性86.5%となっています。（令和6年版犯罪白書）

仕事に就いていない者の再犯率は高く、不安定な就労が再犯のリスクを高めると考えられます。

国においては、これまで、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等に取り組んでおり、その結果、協力雇用主の数が増加するなど、就労の確保に向けた国の取組は、着実に成果を上げてきました。本県においても、令和6年10月1日現在254社の協力雇用主がおり、多くの事業者から協力を得ています。



（単位：人）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
支援対象者数	70	61	72	61	79	54	65	46	46
就職した者の数	6	8	19	15	20	10	13	14	16
就職した者の割合	8.6%	13.1%	26.4%	24.6%	25.3%	18.5%	20.0%	30.4%	34.8%

（出典：法務省）

図は、平成28年度以降の刑務所出所者等総合的就労支援対策の支援対象者のうち、就職した者の数及びその割合の推移を示しています。就職した者の割合は年々増加傾向にあります。

しかしながら、刑務所においては収容者の高齢化が進んでおり、建設業の仕事は体力を要するものに偏っている傾向があり、マッチングに苦慮するケースが増えています。高齢者も可能な仕事内容の求人開拓や求職者の現状を踏まえた、求人者の意識変化に対するアプローチも必要となります。一方、施設生活が長い求職者は就労経験が乏しく、就職しても短期間で離職するケースが見受けられるため、職場定着も課題となっています。

少年院等に収容されている若年者に関しては精神的に問題を抱える者が増加し、実の両親が身元引受を拒否するケースも生じています。このため雇用先を探すことに加え身元引受先を探すことも必要となってきており、就職までに時間がかかるケースが増えています。

2. 具体的な取組

(ア) 就労に向けた相談・支援等の充実

国・関係機関の取組

香川県就労支援事業者機構、ハローワーク、矯正施設と連携し、保護観察対象者及び矯正施設在所中の者の就労に向けた支援を行います。また、就職後の職場定着のため、香川県就労支援事業者機構と連携し、雇用主や対象者へのフォローアップ等を実施します。（高松保護観察所）

入口支援として、刑事政策推進担当者を指名し、対象者本人が希望する場合には、公的な福祉機関等へのつなぎ支援に取り組んでおり、本人の意思やニーズを踏まえつつ、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等との多機関連携による一層の充実を図ります。就労意欲のある人が釈放される際には、更生緊急保護の措置を通じて高松保護観察所と連携し、また、同措置によらない場合には、事案に応じ、関係機関と連携するなどして、つなぎ支援に取り組みます。

（高松地方検察庁）

出所者や少年院出院者の雇用を希望する事業主の窓口として、出所者等雇用の制度や手続きに関する相談や質問に対応します。また、全国矯正施設に収容されている受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理しており、事業主が、ハローワークで受刑者等専用求人を作成する際に、条件が合致している受刑者等が収容されている矯正施設を指定できるよう、求職条件が合致している者を収容している矯正施設名を情報提供します。（四国矯正管区矯正就労支援情報センター室（以下「コレワーク四国」という。））

就労の確保のため、高松保護観察所や香川県就労支援事業者機構、高松公共職業安定所、コレワーク四国などと連携・協力しながら、できるだけ多くの対象者に対し、出所後の就労先が見つかるように支援しています。特に、仕事から長い間遠ざかっていた者や、働く意義を見失っている者などについて、時間を掛けてキャリアカウンセリングを実施するなどして、自分自身の就労

との向き合い方を指導していきます。また、各種職業訓練や資格取得の機会を与えることで、出所後の就労に役立てるよう支援していきます。（高松刑務所）

在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるため、職業指導を実施し、各種の資格を取得させるほか、必要に応じて職場体験も行います。また、就労支援を希望する在院者に対しては、非常勤職員の就労支援スタッフ等によるキャリアカウンセリングを実施するとともに、ハローワークやコレワーク四国と連携しての職業相談や職業紹介、事業主との採用面接、職業講話などの在院者の希望に応じた支援を行い、在院中に内定を得られるように取り組みます。（丸亀少女の家、四国少年院）

「刑務所出所者等就労支援事業」により就職した支援対象者及び雇用主等に対する心理的支援に取り組みます。（高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松））

ハローワークにおいて関係機関との連携強化を図るため協議会等への出席を継続しつつ、職員の資質向上を目的とする経験交流会等に積極的に職員を参加させていきます。ハローワークによる施設等への巡回相談においては、ミスマッチ解消や職場定着などにも目配りし、求職者及び求人者双方への助言・提案等をより細やかに行います。（香川労働局）

身元保証人を確保できない刑務所出所者等に対し、身元保証制度の活用にあつては費用を負担します。（香川県更生保護協会）

再犯や再非行を防止することを目的とし、保護観察所等と連携し、就労支援対象者の就職活動支援及び職場定着支援を実施します。（香川県就労支援事業者機構）

県の取組

内容	担当部局
<p>障害者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、県・市町の福祉的支援制度を活用し、犯罪をした者等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。</p> <p>香川県社会福祉協議会に委託し、福祉人材センターにおいて、個別相談や相談会を実施します。コレワーク四国などの関係機関と連携し、社会福祉施設等と出所者も含めた求職者のマッチングを行い、就労に向けた支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉総務課 ・障害福祉課

<p>香川県地域生活定着支援センターに委託し、司法関係者と福祉関係者が集まり、保護観察対象者や刑務所出所者等の就労について、情報交換や事例検討を行う場を設け、就労に向けた支援の連携を強化します。</p>	
<p>地域若者サポートステーションの利用を紹介し、相談員による個別相談や臨床心理士による心理カウンセリングのほか、各種セミナーへの参加、職場体験等を通じて、就労に向けた支援を行います。</p> <p>香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）への就労相談については、コレワーク四国をはじめ関係機関などとの連携を図ります。</p>	<p>商工労働部 ・労働政策課</p>
<p>公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターと連携し、暴力団からの離脱に向けて香川県暴力団離脱・社会復帰支援協議会を開催するとともに、同協議会や社会復帰アドバイザーを通じて、暴力団離脱者に対する就労支援を行います。</p>	<p>警察本部 ・捜査二課</p>

(イ) 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

各保護司の人的ネットワークを活用するなど、地域の企業等に対し、協力雇用主への登録について働きかけます。（香川県保護司会連合会）

保護観察所やハローワーク等の関係機関と連携し、協力雇用主や当機構の会員の開拓に努めます。（香川県就労支援事業者機構）

犯罪をした者等がそれぞれの適性に応じた業種等に就職できるように支援するため、多様な業種の協力雇用主の確保に努めます。また、身元保証制度、刑務所出所者等就労奨励金制度、更生保護就労支援事業といった各種制度や、協力雇用主に対する助言や研修など、協力雇用主の不安や負担を軽減するための支援を実施します。（高松保護観察所）

県の取組

内容	担当部局
<p>公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターにおいて、離脱者を雇用した協賛企業に対する給付金制度を活用し、協賛企業に対する支援を行います。</p>	<p>警察本部 ・捜査二課</p>

住居の確保

1. 現状と課題

適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で、最も重要な要素の一つといえます。国においては、これまで、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設等の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設退所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。その結果、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者数は減少し、住居の確保に向けた取組は、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、依然として、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を満期出所している者が一定数いることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題もあります。

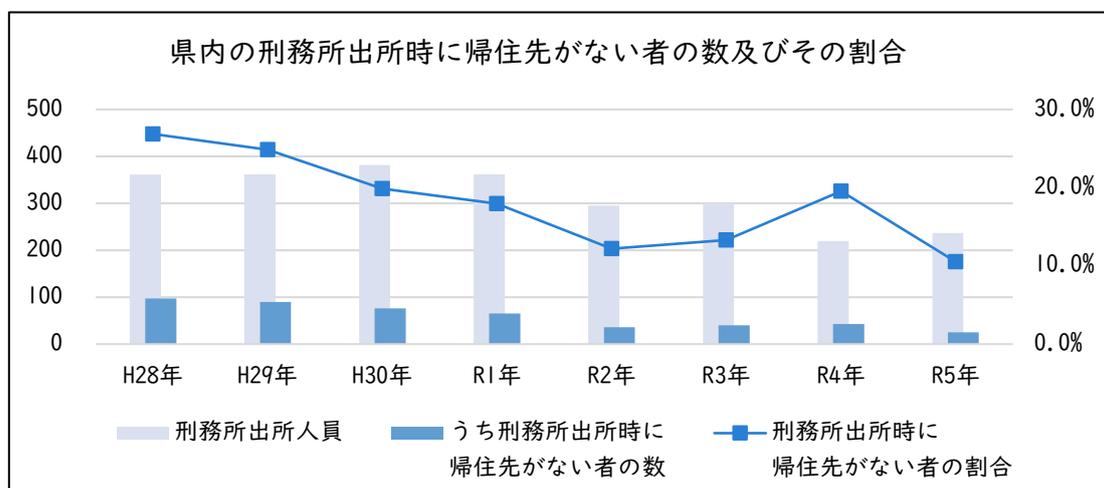
少年の場合も、退所時の帰住先の調整が難航する者が一定数おり、その理由は、保護者から引き受けを拒否されたり、家族間の虐待等の問題を抱える家庭があることです。

これらの課題に対応するため、地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実や、矯正施設退所後も、地域と連携した、専門的・継続的な支援の継続や拡充を進めていく必要があります。

住宅確保要配慮者向けに整備されたセーフティネット住宅については、県内で約1万5千戸が既に登録されており、保護観察対象者等向けの専用住宅もありますが、まだまだ登録数は少ない状況です。

また、令和7年10月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が改正施行されたことに伴い、住宅確保要配慮者の対象として、①更生保護法に基づく生活環境の調整の対象者、②刑執行終了者等に対する援助を受けている者、③刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、④刑又は保護処分の実行のため少年院に収容されていた者、⑤労役場に留置されていた者が、新たに追加されました。さらに居住支援法人等が大家と連携し、日常の安否確認、訪問等による見守り、生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅の制度が創設されました。

居住支援法人や、社会福祉協議会による生活困窮者自立支援事業・日常生活自立支援事業と連携を強めつつ、このような制度について周知していく必要があります。



(単位：人)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
刑務所出所人員	361	362	382	362	295	301	220	237
うち刑務所出所時に 帰住先がない者の数	97	90	76	65	36	40	43	25
刑務所出所時に 帰住先がない者の割合	26.9%	24.9%	19.9%	18.0%	12.2%	13.3%	19.5%	10.5%

(出典：法務省)

2. 具体的な取組

(ア) 公営住宅への（優先）入居の促進

国・関係機関の取組

更生保護施設や自立準備ホームでの受入れ、更生緊急保護や特別調整による居場所の確保等に取り組みます。（高松保護観察所）

入口支援に関し、帰住地のない人が釈放される場合には、更生緊急保護の措置を通じて高松保護観察所と連携し、また、同措置によらない場合には、事案に応じ、関係機関と連携するなどして、つなぎ支援に取り組みます。（高松地方検察庁）

入所前に居住していた公営住宅に引き続き帰住できるかについて、所管の地方公共団体等確認を行うなどして、帰住先確保の支援を行います。（高松刑務所）

障害のある在院者や帰住地のない在院者に対して、保護観察所や地域生活定着支援センターなどの関係機関と連携して少年院在院中から必要な調整を行い、出院後の支援や希望地の更生保護施設等へ帰住させるように取り組みます。（丸亀少女の家、四国少年院）

犯罪や非行をした人で適当な居住先のない人たちを収容し、宿泊・食事の提供と日常生活指導・就労指導等を行い、再び犯罪に陥ることのないよう援助します。また、入居者が自立を迎える時に、協力雇用主先での居住確保、また不動産業者の紹介等スムーズに住居確保ができるよう支援します。（更生保護施設讃岐修斉会）

県の取組

内容	担当部局
<p>県営住宅の入居者資格は、前居住地を要件としておらず、また、単身入居も30歳以上から可能であるなど、出所者でも入居しやすい仕組みとしているほか、連帯保証人については、令和2年4月より、生活保護受給者や社会福祉協議会等の支援を受けている者について免除する制度を運用しており、福祉との連携による入居支援に取り組みます。</p>	<p>土木部 ・住宅課</p>
<p>生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金として、一定の要件を満たす人に対して住まいの確保を目的に、就職活動を支えるために家賃の補助や、家計の立て直しのための転居費用の補助をします。相談や申請は各市町の自立相談支援機関で受け付けます。</p> <p>高齢者や障害のある人のうち、円滑な社会復帰のために特別の配慮や保健医療・福祉サービス等の支援が必要な人に対して、福祉施設等への入所等の調整を行います。</p>	<p>健康福祉部 ・保健福祉総務課 ・障害福祉課</p>

(イ) 新たな住宅セーフティネット制度の活用促進

国・関係機関の取組

刑務所出所者等の住宅確保要配慮者に対するセーフティネット機能の強化に向けて、四国地方整備局や四国厚生支局などと連携し、情報交換を行います。（四国矯正管区）

県の取組

内容	担当部局
<p>住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、市町や関係団体にて構成される香川県居住支援協議会を設置し、関係者間の情報共有を図るとともに、住宅確保要配慮者の入居に配慮した住宅の整備について、周知・協力依頼を行います。</p> <p>保護観察対象者等や関係機関・団体に対し、住宅セーフティネット制度の概要や問合せ先について、県ホームページ等を通じ、情報提供を行います。また、住宅確保要配慮者向けに整備されたセーフティネット住宅及び居住サポート住宅の募集状況などが分かる専用サイトの存在について、周知に努めます。</p>	<p>土木部 ・住宅課</p>

(ウ) 更生保護施設等による援助

国・関係機関の取組

本人が抱える課題や地域との関係により特に受入れが進みにくい者や、処遇困難な者の住居確保に努めます。（高松保護観察所）

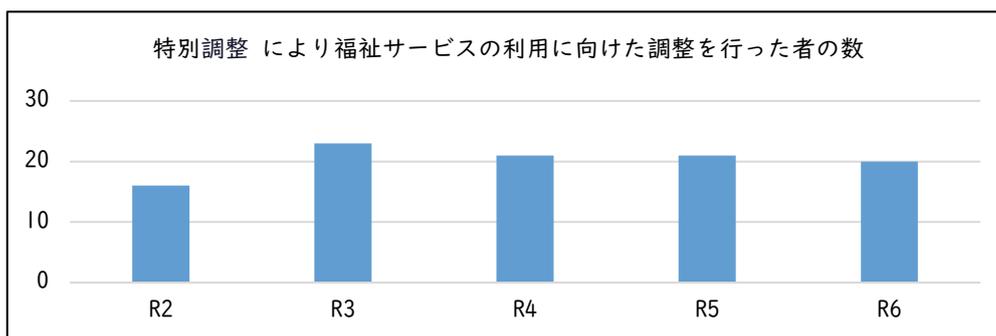
地方検察庁における入口支援への協力として、対象者の同意の下で各種心理検査等を行います。（高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松））

高齢者又は障害のある者等への支援

1. 現状と課題

高齢入所受刑者（65歳以上）の人員は、令和5年が2,009人で、他の年齢層の多くが減少傾向にある一方、高齢者率（65歳以上）は上昇傾向にあり、令和5年は14.3%となっています。精神障害を有すると診断された入所受刑者の人員は、令和5年が、2,877名で、入所受刑者総数の20.4%にあたります。また、精神障害を有すると診断された少年院入院者の人員は、令和5年が、521名で、少年院入院者総数の31.9%にあたります。（令和6年版犯罪白書）

矯正施設では、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、在所中から、高齢者又は障害のある者等に対して必要な指導を実施し、福祉的支援についての理解の促進や、動機付け等の支援が行われています。また、特別調整として、矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携し、住居の確保や福祉サービス等を調整する支援が行われています。



(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
特別調整により福祉サービスの利用に向けた調整を行った者の数	16	23	21	21	20

(出典：障害福祉課)

上の図は、令和2年以降の香川県地域生活定着支援センターにおいて、特別調整により福祉サービスの利用に向けた調整を行った者の数です。概ね年間20名程度の調整を行っています。

令和3年度からは、起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援も始まり、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施しています。

しかしながら、福祉的な支援の必要性を自ら自覚していない場合も多く、本人が希望しないことにより、適切な支援ができないことがあります。また、人物像に合わせた的確な支援を行うには、専門的知識が必要となり、このような課題に対応するため、刑事司法関係機関や矯正施設、自治体、地域の保健医療・福祉関係機関のさらなる連携と協力が必要となります。

2. 具体的な取組

国・関係機関の取組

犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、円滑に必要な福祉サービスを利用できるようにするため、検察庁・矯正施設・地域生活定着支援センターと連携し、適切なサービスを受けられるよう取り組みます。（高松保護観察所）

入口支援に関して、高齢や障害などにより福祉的支援が必要と認められ、本人も支援を希望する場合には、例えば、釈放される場合には更生緊急保護の手続により高松保護観察所と連携した支援に取り組んでおり、また、同手続によることができない場合には、社会福祉士から助言を受けたり、地域生活定着支援センターと連携するなどして、公的な福祉機関につなげる取組を行います。（高松地方検察庁）

特別調整対象者はもとより、それ以外の者であっても福祉支援が必要な者について、社会福祉士による面接を実施し、福祉的支援、福祉サービスについて本人に説明を行うとともに、同意のあった者については、各種手続きの支援や社会復帰後の支援の構築を目指します。具体的には、生活保護の手続き、各種年金の手続き、介護認定の手続き、各種手帳取得の手続き等、在所中からできることについて積極的に行います。（高松刑務所）

在院者の福祉的支援のニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士による面接を継続的に行い、特別調整や療育手帳等の取得に係る支援を行います。また、必要に応じて処遇ケース検討会を開催し、関係機関との情報共有を行うほか、帰住先施設の見学や、出院後も職員がケア会議に出席するなどの支援を行います。（丸亀少女の家、四国少年院）

福祉的支援を行う事業所等と連携し、触法行為を繰り返す障害等がある者に対して心理的援助に取り組みます。（高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松））

高齢者・障害者等福祉的支援を要する者も積極的に受け入れ、常勤の福祉職員が、対象者が必要な支援を受けられるよう関係機関と調整を行うことにより、円滑な社会での自立を援助します。（更生保護施設讃岐修斉会）

生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業による支援に取り組みます。また、地域における公益的な取組として、香川おもいやりネットワーク事業を行い、県内の社会福祉法人施設や社会福祉協議会、民生委員・児童委員が連携協働し、ネットワークを活かした総合相談や居場所づくり、居住支援、サービス開発などに取り組みます。（香川県社会福祉協議会）

県の取組

内容	担当部局
<p>生活困窮者自立支援制度において、支援対象者に関する情報を関係機関内で共有し、支援対象者の心身や生活の状況を踏まえ、速やかに福祉サービスにつなげられるよう取り組みます。</p> <p>矯正施設や高松保護観察所、香川県地域生活定着支援センターの三者で2か月に1回協議を行い、支援対象者に関する情報を共有し、出所後速やかに必要な福祉サービスにつなげられるよう取り組みます。</p>	<p>健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none">・保健福祉総務課・障害福祉課

薬物依存の問題を抱える者への支援

1. 現状と課題

全国での覚醒剤と大麻による検挙者数はそれぞれ6千人を超え、特に、大麻事犯は近年増加傾向にある中で、その検挙者数の約7割が30歳未満となっており、若年層における乱用拡大が著しい状況にあります。学校や関係機関と連携し、若年層に向けた周知啓発を一層進めていく必要があります。

また、薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあり、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。

令和6年度の香川県内の薬物事犯保護観察対象者は90名で、そのうち保健医療機関や民間支援団体等による治療・支援を受けた者の数は3名で、全体の3.3%となっています。（出典：法務省）

この割合は全国的に0%～約30%の間でばらつきがあり、地域によって対応できる保健医療機関や、民間支援団体等の数の差も原因のひとつであると考えられますが、本県は、さらなる取組の余地があると考えます。

県の精神保健福祉センターでは、保護観察所と連携し、薬物関連事犯による保護観察対象者についての継続的調査を実施していますが、途中で回答が得られなくなるケースもあり、支援を継続することの難しさを感じています。

引き続き、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や、治療等に携わる人材・機関のさらなる充実を図り、刑事司法関係機関や地域の関係機関が、息の長い支援を展開できるよう、連携を深めていく必要があります。

2. 具体的な取組

(ア) 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

国・関係機関の取組

「薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実務者連絡協議会」を開催することで、刑事施設及び保護観察所双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、指導担当者による刑事施設と保護観察所との効果的な連携を図ります。（四国矯正管区）

薬物の乱用により刑事手続を受けた対象者本人が、四国厚生支局麻薬取締部の再乱用防止対策事業におけるプログラム等による支援を希望する場合に、同麻薬取締部に対し情報提供するなどの支援に取り組みます。（高松地方検察庁）

保護観察対象者等にプログラムや薬物検査を実施するとともに、必要な者については、医療機関や自助グループに繋がるよう働きかけ、必要な助言・指導を実施します。（高松保護観察所）

特別改善指導として、対象者全員に「薬物依存離脱指導」を実施し、さらに、対象者を選定した専門プログラムにおいて、自助グループのメンバーを招いてグループワークを中心とした薬物依存からの回復を目指した指導を行います。出所まで1年を下回った者を対象に、移行プログラムを実施し、社会生活に円滑に移行できるよう働き掛けを行います。また、精神保健福祉センターや依存症専門医療機関などの医療機関、ダルク、NA（ナルコティクス・アノニマス）などの自助グループの役割を示し、釈放後も継続した支援を受けられるよう情報提供を行います。（高松刑務所）

施設内処遇と社会内処遇の一貫性を保つとともに、処遇情報の引継ぎを図るため、薬物非行防止指導の結果を保護観察所に伝達します。また、精神保健福祉センター等の関係機関に協力を求め、在院者に対し、依存の問題等の相談機関に関する情報を提供します。（丸亀少女の家、四国少年院）

精神保健福祉センターや保護観察所などと連携して、薬物依存を抱える対象者に対してプログラムや、面接等による支援に取り組みます。（高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松））

県の取組

内容	担当部局
<p>各保健所及び精神保健福祉センターにおいて、来所相談や訪問、電話などにより、適切な相談支援を行うとともに、保護観察所や更生保護施設等と連携し、薬物依存からの回復に取り組もうとする人に対する相談支援を行います。また、必要な場合は本人の意向を確認の上、薬物依存からの回復を支援するリハビリ施設や自助グループを紹介します。</p> <p>県における薬物乱用対策を推進するために設置された「香川県薬物乱用対策推進本部（本部長：知事、副本部長：健康福祉部長、国県の関係機関の長）」を中心に、関係機関と連携し、薬物乱用とその弊害の根絶に向けた取組を推進します。</p> <p>精神保健福祉センターにおいて、支援者を対象としたセミナーを開催するほか、嘱託医とのケース会議を開催します。また、高松保護観察所が開催する地域支援連絡協議会に出席し、薬物依存のある犯罪をした者等に対するより効果的な支援策の推進に積極的に協力します。</p>	<p>健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬務課 ・ 障害福祉課

通院による精神医療を継続的に必要とする症状を持つ人に対して、自立支援医療費の支給を行います。	
起訴後勾留されている薬物事犯検挙者に対し、警察庁作成の薬物再乱用防止資料「相談してみませんか」を提供し、担当職員が薬物依存症等について教示するほか、薬物依存からの回復を支える関係機関を紹介する等、再乱用防止に向けた取組を推進します。	警察本部 ・捜査二課

(イ) 薬物事犯者の家族に対する支援

国・関係機関の取組

引受人・家族会を実施します。（高松保護観察所）

薬物非行を行った在院者の保護者に対して、香川県精神保健福祉センターや、臨床心理士等専門家に協力を依頼し、薬物依存に関する保護者講習会を行います。また、在院者との今後の関わり方等について、職員の面談を行うほか、在院者が出院した後も、その保護者等からの相談を受け付けます。（丸亀少女の家、四国少年院）

県の取組

内容	担当部局
各保健所及び精神保健福祉センターでは、来所相談や訪問、電話などにより、適切な相談支援を行うとともに、必要に応じて専門機関を紹介し、支援体制の構築を行います。 また、精神保健福祉センターにおいて、依存症者をもつ家族を対象とした研修会や家族交流会を開催します。	健康福祉部 ・薬務課 ・障害福祉課

(ウ) 薬物依存に関する適切な広報・啓発

県の取組

内容	担当部局
覚醒剤や大麻等の薬物乱用を防止するため、県民、特に若年層を中心に薬物乱用防止教室を実施するなど、薬物乱用防止について正しい知識の普及・啓発を実施するほか、香川県薬物乱用防止対策連絡協議会（県内4地区）を中心とした啓発活動を行います。	健康福祉部 ・薬務課 ・障害福祉課 ・子ども政策課

<p>また、薬物等の依存症患者や家族などが必要な支援を受けられるよう、広く県民を対象に依存症の正しい理解を広めるための普及・啓発事業を行います。</p>	
<p>薬物乱用防止の意識高揚を図るため、学校における児童生徒、教職員及び保護者を対象とした薬物乱用防止教室や、地域住民を対象とする講習会を開催します。</p> <p>官民一体となった街頭キャンペーンに参加するほか、インターネット等の各種媒体を活用した広報・啓発活動を行います。</p>	<p>警察本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査二課 ・ 人身安全・少年課

学校等と連携した修学支援

1. 現状と課題

社会環境が変化している中、少年が闇バイトなどSNSに起因する犯罪に巻き込まれ、加害者や被害者となる事件の増加が懸念されています。非行の未然防止や早期対応の充実を図るとともに、非行の繰り返しを防ぐため、非行をした少年に対する施策の充実が求められています。

また、令和6年の本県の中学卒業後進学率は98.8%と、ほとんどの者が高等学校に進学する状況であるなか、県内少年院在院者は、中卒又は高校中退の者が多く、在院中に高校卒業程度認定試験の受験指導等を積極的に行っています。

就職し自立した生活を送るためには、高等学校卒業程度の学力が求められることが多いという実情があり、出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関が連携し、進学や復学のための支援に取り組むことが求められています。

2. 具体的な取組

(ア) 非行の未然防止

国・関係機関の取組

学校関係者に対し、非行をした少年の特徴や、少年院の処遇の実情について理解を深めるため、施設参観や研究授業への参加の機会を設けます。また、依頼があれば、学校等における教職員研修や児童生徒に対する講話に、職員を講師として派遣します。（丸亀少女の家、四国少年院）

学校等の依頼による法教育出前授業や非行防止教室の実施、問題行動を呈している少年及びその家族、関係機関への具体的援助等（面接の実施や事例検討会議への参加など）に取り組みます。（高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松））

“社会を明るくする運動”に参加するほか、地域の子どもたちの健全育成を目的に様々なイベントを実施します。非行防止活動として、児童自立支援施設を訪問し、遊びや学習支援を通してより良い対人関係を経験する機会を持てるような活動を行います。（香川県BBS連盟）

県の取組

内容	担当部局
県教育センターにおいて、電話相談や来所相談等により、悩みを抱える児童生徒及び保護者への適切な相談支援を行います。	教育委員会 ・教委総務課 ・義務教育課

<p>すべての公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、市町が配置するスクールソーシャルワーカーへの支援を行い、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>高等学校においては、すべての県立高校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、生徒や保護者に対する相談支援の充実に努めます。</p> <p>まもなく刑事責任年齢（14歳）を迎える中学1年生を対象に、専門家による法教育を行い、生徒の問題行動と法律の関係性を明確にし、日常での起こりやすいトラブルへの対処方法を考えさせ、規範意識や自律性を高めます。</p> <p>問題を抱える少年等の立ち直りを支援するため、「香川県学校・警察相互連絡制度」を活用するなど、関係機関との連携を図り、日常的なネットワーク体制の構築に努めます。</p> <p>学校だけでは対応が難しい問題行動が発生している小・中学校に、元警察官や元検察官等からなるスクールサポートチーム（SST）を派遣し、学校の秩序維持と正常な教育環境の維持に努めます。</p> <p>スクールサポートチーム（SST）や生徒指導担当教員に対し、関係機関職員が少年非行の現状等について講話するなど、連携・協力関係の充実を図ります。</p> <p>警察本部と連携し、小学4年生と6年生及び中学2年生を対象とした非行防止教室を開催し、学校内外において非行の未然防止に努めます。</p>	<p>・ 高校教育課</p>
<p>学校が行う非行防止及び犯罪被害防止のための教育を支援するため、スクールサポーターが、万引きの防止やネットの安全利用を中心に非行防止教室を行います。また、「非行少年を生まない社会づくり」の推進のため、中学生を中心としたマナーアップリーダーズ活動に取り組みます。</p>	<p>警察本部 ・ 人身安全・少年課</p>

(イ) 学校等と連携した修学支援

国・関係機関の取組

少年院出院後に中学校への復学が見込まれる者や、高等学校等への復学・進学を希望している在院者を修学支援対象者として選定し、学校と連携して修学に向けた支援を行います。（丸亀少女の家、四国少年院）

県の取組

内容	担当部局
<p>保護観察対象者が在籍している学校に、スクールサポートチーム（SST）が派遣された際は、学校、保護司、保護観察所と緊密に連携して立ち直りを支援します。</p> <p>中学校と家庭裁判所との連絡会を開催し、問題行動を起こした生徒に対する効果的な立ち直り支援を行います。</p> <p>高等学校等に通う者が矯正施設に入所した場合や、矯正施設に入所する者が高等学校等への入学を希望した場合には、矯正施設と連携して、修学の継続に向けた必要な支援や配慮を行います。</p>	<p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育課 ・高校教育課
<p>少年サポートセンター及び中讃少年サポートセンターに少年相談電話を設置し、相談及び支援を行います。</p>	<p>警察本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身安全・少年課

(ウ) 学校や地域社会において再び学ぶための支援

国・関係機関の取組

出院後に中学校への復学が見込まれる者や、高等学校等への復学・進学を希望している者等を修学支援対象者として選定し、復学先の学校との連携や、在院者が希望する、修学に関する情報を提供するなどして、重点的に修学支援を行います。（丸亀少女の家、四国少年院）

「ともだち活動」として、保護観察所から依頼のあった少年の良きお兄さん・お姉さんとして、より良い関係を再学習し、自己肯定感の獲得や自信をもって社会の一員として生きていくための適切な信頼関係の構築ができるように関わります。また、児童自立支援施設（斯道学園）の少年たちと、スポーツや学習支援、年1回の交流会などを行います。（香川県BBS連盟）

県の取組

内容	担当部局
<p>高等学校等を中途退学した非行のある少年が学び直しを希望する場合、高等学校等の授業料支援制度に基づき、その学び直しを支援します。</p> <p>矯正施設に入所している者が高等学校等への入学・編入学を希望する場合に、矯正施設と連携し、入学者や編入学の選抜手続等において必要な配慮を行います。</p>	<p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務学事課 <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校教育課

<p>生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業として、「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生等（中学校卒業後に高校未進学の子又は高校を中退した者で、高校への進学を目指す20歳未満の者を含みます。）を対象に、自宅訪問による学習指導や、一定の要件を満たせば会場型による学習指導、高校進学等の進路選択、その他の教育及び就労に関する支援などを行います。</p> <p>併せて、就学継続等の支援が必要な世帯に対しては、子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行います。</p>	<p>健康福祉部 ・保健福祉総務課</p>
<p>非行少年として取り扱いのあった少年について、立ち直り支援活動の一環として、大学生ボランティアによる学習支援活動を行います。</p>	<p>警察本部 ・人身安全・少年課</p>

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

1. 現状と課題

令和6年中の県内凶悪犯（殺人、強盗、放火、不同意性交）の検挙件数は57件で、前年に比べ、検挙件数は24件（72.7%）、検挙人員数は21人（65.6%）増加しています。不同意性交等と不同意わいせつを合わせた検挙件数は67件で、不同意性交等の検挙件数は前年比55.6%増加しています。性犯罪を繰り返さないためには、加害者の特性に応じた専門的なプログラムによる支援が必要と考えられます。

配偶者からの暴力事案等の相談件数は624件であり、子どもの面前における暴力は、児童虐待にも該当し、被虐待児が大人になって子どもを虐待するような、被害者が加害者となってしまう事例もみられることから、被害者への支援が必要とされています。

また、県内暴力団勢力の人員は約180人であり、暴力団員等の検挙人員は69人でした。暴力団からの離脱に向けた支援やその後の就労等の支援が必要です。

年齢や性別、家庭環境や生活背景など、犯罪をした者の状況や特性は様々です。それぞれの特性に応じた専門的で効果的な支援を、継続的に行うことが重要です。

2. 具体的な取組

(ア) 少年・若年者に対する支援及び女性の抱える困難に応じた支援

国・関係機関の取組

在院者の特性に応じた処遇を実施するため、家庭裁判所や少年鑑別所の意見を踏まえて個人別矯正教育計画を策定し、矯正教育を体系的・組織的に行うとともに、社会復帰支援に取り組みます。また、本人が抱える事情に応じて特定生活指導（被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、性非行防止指導、暴力防止指導、交友関係指導、成年社会参画指導等）を行うほか、問題行動指導や被害者心情理解指導、保護関係調整指導などを行うことにより、本人の有する具体的な問題性の改善を図ります。（丸亀少女の家、四国少年院）

関係機関と連携を図りながら、依頼に応じて、加害者の特性を把握するための面接や心理テストを実施し、特性に応じた対応策を提案するほか、他の支援機関の紹介を行います。また、非行や犯罪行為、学校などでのトラブル、交友関係などに関して、学校等関係機関や児童・生徒本人、家族などからの相談に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援などに取り組みます。（高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松））

在院者の多くが虐待の被害経験や、性被害による心的外傷といった精神的な問題を抱えていることなどを踏まえ、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム（アサーションやマインドフルネスなど）を行います。（丸亀少女の家）

県の取組

内容	担当部局
<p>児童相談所において、警察や学校などと連携し、児童や保護者を対象として、児童虐待や非行などについて相談を行います。</p> <p>子ども女性相談センターは児童相談所及び女性相談支援センターであるほか、配偶者暴力相談支援センターの機能も有しており、子育てやDVなどに関する様々な相談を受け、状況に応じて適切な支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p> <p>・子ども家庭課</p>
<p>非行少年として取り扱いのあった少年について、立ち直り支援活動の一環として、社会体験活動を行います。</p> <p>児童の面前におけるDV事案は、児童虐待にも該当することから、事実関係を詳細かつ正確に把握し、相談者の生命・身体の安全を第一とした対応（犯罪捜査と行政措置の並行検討）に努めます。また、公費負担制度を活用し、被害者の一時的な避難場所としてホテルへの宿泊を支援します。</p>	<p>警察本部</p> <p>・人身安全・少年課</p>

(イ) 対人暴力事犯者及び暴力団員の社会復帰に向けた支援

国・関係機関の取組

対人暴力事犯者に対し、「暴力防止指導」を実施し、暴力を振るうことなく生活できるよう、非暴力への動機付けを高め、暴力へ至る自己のパターンを認識させるとともに、暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルを身に付ける指導を行います。（高松刑務所）

暴力犯罪を防止するための体系化された手順による専門的処遇プログラムを行います。（高松保護観察所）

暴力団に所属する受刑者に対して、改善更生及び円滑な社会復帰を図るなどの援助を行います。（高松刑務所）

- ・ 入所時調査の際、離脱援助について説明を行い、離脱を啓発します。

- ・ 特別改善指導（暴力団離脱指導）を実施し、香川県暴力追放運動推進センターを招へいし、協力を得るなど、暴力団離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図ります。
- ・ 同受刑者本人から、暴力団離脱手続を希望する旨申出があった場合、面接を行い、必要な助言指導を行い、離脱が真摯な気持ちから発しているという心証が得られたときは、管轄する都道府県警察本部に対し、暴力団離脱援護措置を執ります。

県の取組

内容	担当部局
公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターと連携し、暴力団からの離脱に向けて香川県暴力団離脱・社会復帰支援協議会を開催するとともに、同協議会や社会復帰アドバイザーを通じて、暴力団離脱者に対する就労支援を行います。また、香川県暴力追放運動推進センターにおいて、離脱者を雇用した協賛企業に対する給付金制度を活用し、協賛企業に対する支援を行います。	警察本部 ・ 捜査二課

(ウ) ストーカー加害者、アルコール事犯者及び性犯罪をした者等に対する再犯防止に向けた支援

国・関係機関の取組

アルコール依存が認められる者、不適切な飲酒から犯罪行為をじゃっ起した者に対し、「アルコール依存回復プログラム」を実施し、自己の飲酒の問題性を理解するとともに、アルコール依存から回復するための指導を行います。（高松刑務所）

飲酒運転及び性犯罪を防止するための体系化された手順による専門的処遇プログラムを行います。（高松保護観察所）

「性犯罪者処遇プログラムにおける矯正・保護実務者研究協議会」を開催することで、刑事施設及び保護観察所双方のプログラムの実施状況等を踏まえて討議し、指導担当者のプログラム実施に資する知識、技能の向上及び刑事施設と保護観察所との効果的な連携を図ります。（四国矯正管区）

性犯罪者に対し、「性犯罪再犯防止指導」を行い、性犯罪につながる認知の偏りなどの自己の問題性を認識し、再犯しないための具体的な方法を習得するよう取り組みます。（高松刑務所）

不同意わいせつ、不同意性交等の性犯罪をした在院者や下着類の窃盗、盗撮等の性的な動機により非行をした在院者に対し、特定生活指導（性非行防止指導）を始め、性教育や異性間の交友関係指導などの教育を行います。また、指導の結果については、少年院仮退院後の継続的な指導の実施に向け、保護観察所へ引き継ぎを行います。（四国少年院）

県の取組

内容	担当部局
<p>被害者への接触防止のための措置として、ストーカー規制法に定められた警告、禁止命令のほか、犯罪未然防止のための口頭による指導・警告を行います。また、精神医学的な治療や心理学的なカウンセリング等を受ける意思があるストーカー事案の加害者について、地域精神科医療医師等と提携し、加害行為が精神疾患によるものであるかを判別し、その疾患に応じた適切な治療等へとつなげることにより、一層のストーカー事案の発生抑止を図ります。</p> <p>16歳未満の子どもに対して、不同意わいせつや不同意性交等の暴力的性犯罪により拘禁刑を執行された人のうち、警察庁において指導等の措置が必要と判断される対象者に対して、1年に2回以上の面談により、所在の確認を行います。また、再犯リスクが特に高い対象者については、その実情に応じてより頻繁に面談を実施し、再犯防止に向けた助言・指導を行うとともに、要望に沿った各種支援事業を行う機関・団体を紹介するなど、必要な支援を行います。</p>	<p>警察本部 ・人身安全・少年課</p>

民間協力者の活動の促進

1. 現状と課題

県内では、犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司や、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会などの更生保護ボランティアのほか、更生保護施設を運営する更生保護法人、矯正施設を訪問して在所者の悩み・問題に助言・指導する篤志面接委員や教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。

このような活動は、罪を犯した人が立ち直り、地域社会で居場所を見つけ、生きていくためにはとても重要な支えであり、高く評価されるべきものと考えます。

しかしながら、高齢化が進み、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向にあることなど、民間協力者の活動の促進にあたっては、課題があります。

犯罪をした者等が社会に復帰するためには、犯罪をした者等が、自ら改善に向けて努力をするのは当然ながら、彼らが孤立することなく、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるよう支援していくことが重要です。引き続き、再犯防止等に関わる人材の育成や、これら民間協力者の活動を、広く県民に対して周知し啓発をしていく必要があります。

2. 具体的な取組

(ア) 民間協力者の活動に対する支援の充実

国・関係機関の取組

県内市町の協力を得て、9保護区すべてに保護司の活動拠点としての更生保護サポートセンターを設置しているほか、更生保護サポートセンター以外の面接場所の確保に努めます。（高松保護観察所）

保護司を対象とした研修会の開催などに取り組めます。（香川県保護司会連合会）

更生保護団体への金銭的支援を行います。（香川県更生保護協会）

県の取組

内容	担当部局
<p>青少年健全育成や再犯防止推進に関する講演会や研修会を開催し、民間協力者の団体へ広く案内し、人材育成や理解促進など、活動の充実のための支援を行います。</p> <p>安全で持続的な保護司活動の促進のため、保護司の適任者確保に関する周知や、公共施設等活動場所の確保、保健医療・福祉サービスとの連携等について、市町とともに必要な協力を行います。</p>	<p>健康福祉部 ・子ども政策課</p>

(イ) 民間協力者に対する表彰

国・関係機関の取組

更生保護事業の功績が顕著な保護司や更生保護女性会員、BBS会員、更生保護法人役職員及び協力雇用主並びに民間団体を、法務大臣表彰や四国地方更生保護委員会委員長表彰などの候補者として推薦します。また、各種表彰における表彰候補者について、推薦を検討します。（高松保護観察所）

矯正施設が推薦した表彰の候補者を選考し、四国矯正管区長表彰の候補者について表彰するとともに、法務大臣表彰の候補者について法務省に推薦します。また、「安全安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰」における「再犯の防止等に関する活動」に係る表彰候補者について、法務省に推薦します。（四国矯正管区）

矯正事業の功績が顕著な篤志面接委員や教誨師、民間篤志家、民間団体を、法務大臣表彰や四国矯正管区長表彰などの候補者として推薦します。（高松刑務所、丸亀少女の家、四国少年院）

県の取組

内容	担当部局
<p>香川県更生保護事業関係者顕彰式において、更生保護事業功労者に知事感謝状を贈呈します。</p>	<p>健康福祉部 ・子ども政策課</p>

(ウ) 広報・啓発活動の推進

国・関係機関の取組

再犯防止推進法第6条に定める再犯防止啓発月間（毎年7月）において広報・啓発を図るとともに、同じく7月が強調月間である“社会を明るくする運動”を推進します。（法務官署／高松保護観察所、高松地方検察庁、四国矯正管区、高松刑務所、丸亀少女の家、四国少年院、高松少年鑑別所）

機関紙の発行、街頭ビジョン広告、SNSでの発信、街頭パレード、チラシ等の配布、各種イベントへの参加などを通じて、“社会を明るくする運動”を推進し、保護司活動や再犯防止のための各機関の取組を広報します。（香川県保護司会連合会、香川県更生保護女性連盟、香川県BBS連盟、香川県更生保護協会）

香川県内において、法務省が主催する「四国再犯防止シンポジウム」の開催により、国の施策や取組内容のほか、地方公共団体等との連携事例等の周知を行います。（四国矯正管区）

刑務所敷地内や地域の商業施設において矯正展を開催し、刑事施設の施策や刑務作業の意義について広報を行います。また、関係機関はもとより一般の参観や見学を広く受け入れ、矯正行政への理解を深めます。（高松刑務所）

非行防止教室等の地域援助活動に取り組みます。（高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松））

県の取組

内容	担当部局
“社会を明るくする運動”を関係機関と連携して行うとともに、県民の再犯防止に対する理解と関心を深めるため、再犯防止啓発月間において広報・啓発を行います。 また、再犯防止に関連する講演会やシンポジウムなど、各種イベントや情報を市町に展開し、情報共有を図ります。	健康福祉部 ・子ども政策課

地域による包摂の推進

1. 現状と課題

犯罪をした者等が地域社会の中で、孤独や孤立に陥ることなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉機関、民間協力者等が相互に連携して支援することが必要となります。「地域による包摂の推進」のためには、これらの連携をより強固にしていく必要があります。

国の第二次計画では、再犯防止のために国・都道府県・市町、それぞれの役割が明確化され、都道府県は、各市町の実情を踏まえ、必要な支援や域内ネットワークの構築に努めることとされています。

県では、これまで、市町に対し協議会や研修会への参加を呼びかけ、情報共有や課題の解決方法等について意見交換する場を設置し、市町と関係機関が直接つながる場を作ってきました。今後は、それらのつながりをさらに広め、強固なネットワーク作りを目指していく必要があります。また、地域で支援を必要とする人たちが、必要な時に相談できるよう、相談場所の充実やその周知に取り組む必要があります。

さらに、罪を犯した人たちの立ち直りを支援する一方で、犯罪被害者やその家族、又は遺族の方々の苦悩や困難を忘れてはなりません。身体や財産のみならず、精神的に大きな傷を負った方々に対しても、周囲の理解や適切な支援が必要です。

どのような立場においても、孤独や孤立に陥ることなく、安全で安心な地域社会で、安定して生活できるよう、個々の状況に応じたきめ細かい支援、持続的な支援が求められています。

2. 具体的な取組

(ア) 地域における支援の連携強化

国・関係機関の取組

県内市町における「地方再犯防止推進計画」の次期計画を策定する際、法務官署と連携し、県内市町に対し、同計画策定に必要な情報提供等の支援を行います。（高松保護観察所、四国矯正管区）

入口支援等として、支援対象者を高松保護観察所や福祉等関係機関へつなぐ取組を実施しますが、その際には、関係機関が支援を行うのに必要な情報について、個人情報の適切な取扱いに十分に配慮するなど、適切に情報を提供します。（高松地方検察庁）

特別調整の要件を満たさない場合であっても、出所後の医療や福祉制度の利用につなげるため香川県地域生活定着支援センターや地域包括支援センターの協力を得ながら調整を行います。ま

た、福祉的支援の必要性がある者であって、本人がその旨を希望しない場合や、自立した生活が送れないと認められる者が出所する際、出所に当たり帰住先の市町村等の自治体に対し、個人情報に配慮しつつ、一定の情報提供をするなどして、出所後必要な支援が円滑に行われるように取り組みます。（高松刑務所）

在院者に対して行った指導や支援などに関する情報、その他関係機関が支援を行うために必要な情報について、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、情報提供を行います。特に、仮退院後に福祉機関につなげることが相当と認められる在院者については、在院中に福祉施設の見学を実施するなどして、より具体的な情報提供を行います。また、職員を研修会の講師として派遣し、処遇の方法や支援に関する知見を提供します。（丸亀少女の家、四国少年院）

県の取組

内容	担当部局
<p>「香川県再犯防止推進協議会」を継続して設置し、市町担当課の参加を呼びかけ、計画の進捗状況や地域の再犯防止に関する課題について、協議及び情報共有を行います。</p> <p>国と連携し、市町における再犯防止推進計画の策定に関する情報提供に努めます。また、市町や民間団体に対し、再犯防止推進につながる各種イベント、協議会や研修会への参加を呼びかけ、情報の共有を行い、つながりを深めます。</p>	<p>健康福祉部</p> <p>・子ども政策課</p>

(イ) 相談できる場所の充実

国・関係機関の取組

仮釈放や仮退院の期間を満了した者等から相談を受けるなどした場合、改善更生を図るために必要があると認めたときは、必要な情報提供や助言等を行うほか、地域の関係機関による支援につながるよう必要な調整等を行います。また、更生保護に関する専門的知識を活用し、地域住民、地方公共団体、民間団体等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言等を行うなど、関係機関等による犯罪をした者等に対する支援に取り組みます。（高松保護観察所）

当施設を退所した者の就労面や生活面、再犯面等の様々な悩みの相談を受けるフォローアップ事業を行います。（更生保護施設讃岐修斉会）

県の取組

内容	担当部局
県ホームページにおいて、再犯防止推進に関する情報、福祉・住宅・仕事などの生活に関わる情報について周知し、広報に努めます。 また、孤独・孤立に関する相談窓口では、多くの相談窓口から、自身の抱える悩みや困りごとに、適切につながれるよう、情報をまとめ周知します。	健康福祉部 ・保健福祉総務課 ・障害福祉課 ・子ども政策課

(ウ) 犯罪被害者等に対する配慮

国・関係機関の取組

矯正施設では、「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」として、被害者等の希望に応じて、被害に関する心情や加害者の生活・行動に対する意見を聴き、受刑・在院中の加害者に伝える取組を行うとともに、加害者に対し、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせる指導を行います。（高松刑務所、丸亀少女の家、四国少年院）

「心情等聴取・伝達制度」として、被害者等の希望に応じて、被害に関する心情や加害者の生活・行動に対する意見を聴き、保護観察中の加害者に伝える取組を行うとともに、加害者に対し、被害者等の被害の回復・軽減に誠実に努めるよう指導監督することなどにより、被害者等の思いに応える取組を行います。（高松保護観察所）

県の取組

内容	担当部局
犯罪被害者等に対する支援や相談窓口に関する情報について周知し、広報に努めます。	危機管理総局 ・くらし安全安心課

第5章 計画の推進体制

推進体制

学識経験者や、刑事司法関係機関、支援を行う民間団体、行政で構成する「香川県再犯防止推進連絡協議会」において、関係者間での情報共有を通じて、関係機関の連携を図り、再犯防止のための取組を進めます。

進行管理

「第2期香川県再犯防止推進計画」の推進にあたっては、「香川県再犯防止推進連絡協議会」において、本計画の成果指標や参考指標などの数値を踏まえ、進捗状況を検証・評価するとともに、社会情勢の変化や、国の政策の状況などを勘案し、適宜見直しを行います。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める

国の第二次再犯防止推進計画（5つの基本方針）

- 1 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、国・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- 5 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く県民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、市町及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2）犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- （3）犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- （4）二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける他人の言動により生ずる精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の当該犯罪被害者等が受ける被害をいう。
- （5）民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町の責務)

第7条 市町は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する指針)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第10条 県及び市町その他犯罪被害者等支援に従事する者は、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第12条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第13条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、施設への入所による保護、一時保護、防犯に係る助言及び補助、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第14条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、香川県営住宅条例(昭和39年香川県条例第24号)第2条第1号に規定する県営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第15条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第17条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害が生じることのないよう配慮することの重要性について県民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第18条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第19条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

香川県再犯防止推進連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 香川県における再犯の防止に関する施策を推進するため、香川県再犯防止推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 香川県再犯防止推進計画の策定及び推進等に関すること
- (2) その他協議会の目的を達成するため必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に定める構成機関の職員等をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、構成機関の職員等の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、これを代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 協議会は会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、構成機関の職員等以外の者に対し、会議への出席等、必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた者は、会議で知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第5条 協議会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

香川県再犯防止推進連絡協議会構成機関

構 成 機 関	
国	高松保護観察所
	高松地方検察庁
	四国矯正管区
	高松刑務所
	四国少年院
	丸亀少女の家
	高松少年鑑別所
	香川労働局
団体（国）	香川県保護司会連合会
	香川県更生保護女性連盟
	香川県 BBS 連盟
	更生保護法人香川県更生保護協会
	更生保護法人讃岐修斉会
関係機関・団体	香川県社会福祉協議会
	香川県地域生活定着支援センター
	香川県弁護士会
	特定非営利活動法人香川県就労支援事業者機構
	香川大学

あ行	
アサーション	自他を尊重する心を育み、より良い人間関係を築くことを目指すもので、「自分の気持ちも相手の気持ちも大切にする」というコミュニケーションのスキルのこと。
入口支援	刑務所等の矯正施設から出所等する者に対して行う社会復帰支援（「出口支援」）に対し、起訴猶予・刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事手続を離れる場合（身柄釈放時等）、福祉的支援が必要な高齢者・障害者等について、関係機関・団体等と連携し、福祉サービス等に橋渡しするなどの取組のこと。
か行	
科料（かりょう）	刑罰の一つで、1,000円以上1万円未満の財産刑（財産的利益を奪うことを内容とする刑罰）のこと。
帰住地／帰住先	刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活していく場所のこと。 親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。
起訴猶予	犯罪の嫌疑はあるが、犯人の性格、年齢、境遇、犯罪後の情状等により訴追を必要としないとして、検察官が行う、公訴を提起（起訴）しない処分のこと。
教誨師（きょうかいし）	信仰を有する者、宗教を求める者及び宗教的関心を有する者の宗教的要求を充足し、宗教的自由を保障するための民間の篤志宗教家のこと。 宗教教誨は、受刑者や少年院在院者がその希望する宗教の教義に従って、信仰心を培い、徳性を養うとともに、心情の安定を図り、進んで更生の契機を得ることに役立たせようとするもの。
矯正施設	刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院、少年鑑別所の総称のこと。
協力雇用主	過去の犯罪や非行歴のため就職が難しい人を、その事情を理解した上で雇用し、自立や社会復帰を助ける事業主のうち、保護観察所に「協力雇用主」として登録手続きをしている事業主のこと。

居住サポート住宅	大家さんと居住支援法人等が連携し、入居者の状況等に 応じて、①日常の安否確認、②訪問等による見守り、③ 生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへ のつなぎ等、必要なサポートを行う賃貸住宅のこと。 (サポートを行う者は、社会福祉法人・NPO 法人・管理会 社等、居住支援法人以外でも可能)
居住支援法人	住宅確保要配慮者居住支援法人の略称のこと。 住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害 者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を 要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る ため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃 貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りな どの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定す るもの。
刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所の3種類がある。刑務所 及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であ り、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設であ る。
刑法犯少年	刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時及び処理時 の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年のこと。
検挙	犯罪について、捜査機関が捜査を行い、被疑者（犯罪の 嫌疑をかけられた人）を特定すること。
拘禁刑	令和7年6月1日に懲役及び禁錮が廃止され、新たに創 設された刑罰で、個々の受刑者の特性に応じたきめ細か な処遇の実現により、効果的な改善更生と円滑な社会復 帰を図ることを目的とした自由刑（身体の自由を奪うこ とを内容とする刑罰）のこと。
更生緊急保護	刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた 人が、親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関 等の保護を受けられない場合に、本人の申出により保護 観察所長が緊急に実施する金品の給貸与や宿泊場所の供 与、就労支援や生活指導等の措置のこと。 保護観察所長が行う場合のほか、更生保護事業を営む者 等に委託する場合もあり、原則として、身柄の拘束を解 かれた後、6か月を越えない範囲内で実施される。
更生保護	犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社 会の理解・協力を得て、これらの人たちが自立し改善更

	生ずることを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることを目指す活動のこと。
更生保護サポートセンター	保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点のこと。
更生保護施設	矯正施設から出所・出院した人や保護観察中の人で、身寄りがなく、帰るべき住居がないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供、生活指導を行い、その更生を支援する施設のこと。 法務大臣の認可を受けた更生保護法人等によって運営されている。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体のこと。
コレワーク (正式名称：矯正就労支援情報センター)	受刑者や少年院在院者の雇用の手続きや、事業主の方が利用できる国の各支援制度等の紹介を行うため、国が設置した、受刑者等の雇用の総合相談窓口のこと。
さ行	
執行猶予	有罪判決の刑の執行を猶予する（一定期間見送る）もの。刑の一部の執行猶予と刑の全部の執行猶予があり、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。
児童自立支援施設	非行や問題行動などで家庭や社会でうまく適応できず、生活支援や学習支援などを必要とする子どもを受け入れ、社会的自立を支援する施設のこと。
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。
住宅確保要配慮者	高齢者や障害者、子育て世帯など、住宅の確保に配慮が必要な方々のこと。 住宅セーフティネット法の改正により、令和7年10月から、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等も要配慮者として含まれることとなった。
就労支援事業者機構	経済界の協力により設立され、犯罪や非行をした人を雇用する事業所を開拓し、支援し、安全で安心な地域社会

	づくりに貢献することを目的とする特定非営利活動法人のこと。
障害者就業・生活支援センター	職業生活における自立を図るために、就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援が必要な障害者に対して、福祉部門と雇用部門との連携をとりつつ、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行う機関のこと。
少年サポートセンター	少年を非行に走らせないために、その前段階の喫煙や飲酒等の不良行為を見逃さず、少年や保護者の抱える問題や悩みを取り除くための専門機関のこと。
触法少年	14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年のこと。
自立準備ホーム	保護観察所が、刑務所出所者等への宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設のこと。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等が設置している。
スクールカウンセラー	臨床心理士や公認心理師などの資格を持ち、生徒や保護者、教職員の抱える悩みや不安に対して、中立的な立場でカウンセリングを行う、心理の専門家のこと。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉士や精神保健福祉士などの資格をもち、家庭、学校、地域社会をつなぎ、連携した支援体制を構築しながら問題解決を支援する、福祉の専門家のこと。
セーフティネット住宅	高齢者や障害者、子育て世帯など、住宅の確保に配慮が必要な方々（住宅確保要配慮者）の入居を拒まない賃貸住宅として、住宅セーフティネット法に基づき、登録された住宅のこと。
た行	
ダルク	ダルク（DARC）とは、Drug（薬物）Addiction（嗜癖・病的依存）Rehabilitation（回復）Center（施設）の頭文字を取った造語で、民間の薬物依存症のリハビリ施設のこと。
地域生活定着支援センター	福祉による支援が必要な刑務所出所者等について、矯正施設や保護観察所と連携して福祉サービスの調整を行っている機関のこと。 また、公判段階で福祉的支援の必要性が認められた者については、検察庁や保護観察所と連携して支援を行う。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、高齢者が住み慣れた地域で

	安心して暮らせるよう、介護・医療・福祉・権利擁護など、多方面から支援する総合窓口となる機関のこと。
篤志面接委員（とくしめんせついいん）	全国の矯正施設に収容されている人たちに対して、面接や指導、教育等を行い、その改善更生と社会復帰を手助けする民間ボランティアのこと。
特別改善指導	刑事施設などで行われている取組のことで、全ての受刑者を対象とした「一般改善指導」と、特定の事情を有することにより改善更生や円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象とした「特別改善指導」がある。 特別改善指導には、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、暴力防止指導がある。
特別調整	高齢（65歳以上）または障害のある受刑者・少年院在院者で、釈放後の適切な住居や福祉サービス（医療・介護・年金など）の受け皿が確保できていない人に対し、釈放後に速やかに福祉サービスを受けられるよう、専門機関が連携して帰住予定地の確保や生活環境を整える特別な支援手続きのこと。
DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。
な行	
NA（ナルコティクス・アノニマス）	薬物による問題を抱えた仲間同士の非営利的な集まりで、互いに助け合う自助グループのこと。
は行	
罰金	刑罰の一つで、原則1万円以上の財産刑（財産的利益を奪うことを内容とする刑罰）のこと。
BBS会	様々な問題を抱える子どもたちと、兄や姉のような身近な存在として接しながら、彼らが自分自身で問題を解決し、健全に成長していくのを支援する、「BBS運動（Big Brothers and Sisters Movementの略）」を行う青年ボランティア団体のこと。
非行少年	犯罪少年（犯罪行為をした14歳以上の少年）、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年）、これらを全体として「非行のある少年（非行少年）」という。

福祉人材センター	社会福祉法に基づき、都道府県社会福祉協議会が、知事の指定を受けて県内に1か所設置・運営している機関のこと。福祉の仕事についての理解促進や職業紹介、相談支援のほか、研修を通じた福祉人材の資質向上および定着促進などを行っている。
保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
保護観察所	犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、指導・支援を行う法務省の機関のこと。 保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、犯罪予防活動及び犯罪被害者等施策等に従事する保護観察官等が配置されている。
保護司	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。
ま行	
マインドフルネス	瞑想を行い、過去や未来ではなく現在の瞬間に意識を集中させることで、ストレス軽減や感情のコントロール、集中力や共感力を養うもの。
ら行	
療育手帳	知的障害のある方（児・者）が一貫した指導・相談や各種福祉制度上の援助などを受けやすくするために交付される手帳のこと。 参考：精神障害を持つ方が一定の障害の状態にあることを証明するものは、精神障害者保健福祉手帳といい、療育手帳と同様に、各種福祉制度上のサービスを受けることができる。